

キャリア教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 山口県におけるキャリア教育を推進するためキャリア教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 発達段階に応じた系統的・計画的なキャリア教育の推進に関すること
- (2) 職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実に関すること
- (3) 学校と家庭・地域、産業界等との連携協力体制の強化に関すること

(組織)

第3条 推進会議の委員は、有識者、経済団体等関係者、行政機関関係者、学校関係者、PTA関係者、市町教育委員会関係者、山口県教育委員会関係者で構成する。

- 2 委員は、山口県教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育庁義務教育課及び高校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。